4　施行日から令和五年九月三十日までの間に製造場から移出される清酒（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第七号に規定する清酒をいう。以下この項及び附則第六十三条第四項において同じ。）及び果実酒（同法第三条第十三号に規定する果実酒をいう。以下この項及び附則第六十三条第四項において同じ。）（これらの酒類でその他の発泡性酒類（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第三号に規定するその他の発泡性酒類をいう。以下この条並びに附則第五十六条第三項及び第六十三条において同じ。）に該当するものを除く。以下この項及び附則第六十三条第四項において同じ。）並びに発泡酒（旧租税特別措置法第八十七条第一項に規定する発泡酒をいう。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）並びにその他の発泡性酒類に該当する清酒等に係る第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「同法第二十三条及び次条」とあるのは、清酒及び果実酒にあっては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第三項」と、発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等にあっては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第一号、第二号又は第四号」と、同項の表中「同条第三号ハ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十四条の規定により読み替えて適用される酒税法第三条第三号ハ」とする。

5　令和五年十月一日から令和八年九月三十日までの間に製造場から移出される発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等に係る第二項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「同法第二十三条及び次条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第五項」と、同項の表中「同条第三号ハ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十四条の規定により読み替えて適用される酒税法第三条第三号ハ」とする。

6　施行日から令和八年九月三十日までの間に製造場から移出される租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類に係る第二項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「次条」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される次条」とする。

7　第三項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者が令和六年三月三十一日までにその旨を記載した届出書を製造場（二以上の製造場を有するときは、いずれか一の製造場。次項及び第九項において同じ。）の所在地を所轄する税務署長に提出した場合に限り、適用する。この場合において、当該届出書の提出があったときは、その者については、新租税特別措置法第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定は、適用しない。

8　前項の規定による届出書を提出した者は、第三項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、当該適用を受けることをやめようとする年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前年度の三月三十一日までに、その旨を記載した届出書を製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該適用を受けることをやめようとする年度分以後の各年度分の酒税については、前項の規定による届出は、その効力を失うものとする。

9　第三項の規定は、承認酒類製造者が、新租税特別措置法第八十七条第七項に規定する書面をその年度の翌年度の五月三十一日までに製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しない場合には、その年度については、適用しない。ただし、同日までに当該書面の提出がなかったことにつき当該税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、同日後に当該書面の提出があったときは、この限りでない。

10　前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置）

第五十五条　別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであったビール（旧租税特別措置法第八十七条の四第一項に規定するビールをいう。以下この条において同じ。）に係る酒税については、なお従前の例による。

2　酒類製造者（租税特別措置法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。次条第六項において同じ。）が施行日から令和六年三月三十一日までの間に製造場から移出するビールについては、旧租税特別措置法第八十七条の四第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「令和三年三月三十一日以前に酒税法」とあるのは「酒税法」と、「ビールの」とあるのは「ビール（同法第三条第十二号に規定するビールをいう。以下この項及び次項において同じ。）の」と、「うちその年度」とあるのは「うちその年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「酒類の数量」とあるのは「酒税法」と、「ビールの数量」と、「同年四月一日」とあるのは「令和五年四月一日」と、「令和五年三月三十一日」とあるのは「令和六年三月三十一日」とする。

3　承認酒類製造者が令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に製造場から移出するビールについては、旧租税特別措置法第八十七条の四第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「令和三年三月三十一日以前に酒税法」とあるのは「酒税法」と、「ビールの」とあるのは「ビール（同法第三条第十二号に規定するビールをいう。以下この項及び次項において同じ。）の」と、「うちその年度」とあるのは「うちその年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）の」と、「酒類の数量」とあるのは「酒税法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。）の数量」と、「同年四月一日」とあるのは「令和六年四月一日」と、「令和五年三月三十一日」とあるのは「令和六年三月三十一日」とする。

4　施行日から令和五年九月三十日までの間に製造場から移出されるビールに係る第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十七条の四第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第三項中「同法第二十三条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第四項」とする。

5　令和五年十月一日から令和八年九月三十日までの間に製造場から移出されるビールに係る第二項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十七条の四第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第三項中「同法第二十三条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第五項」とする。

6　前条第七項から第十項までの規定は、第三項の場合について準用する。

（承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例に関する経過措置）

第五十六条　新租税特別措置法第八十七条第一項の規定は、令和六年四月一日以後に承認酒類製造者（同条第四項第一号に規定する承認酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）の製造場から移出する酒類について適用する。

2　令和六年四月一日から令和八年九月三十日までの間に承認酒類製造者の製造場から移出される酒税法第三条第三号に規定する発泡性酒類（発泡酒（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第五項第一号及び第二号に規定する発泡酒をいう。次項において同じ。）及びその他の発泡性酒類（酒税法第三条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類